

森づくりグループ活動支援推進事業実施要領

1 趣 旨

豊かな森林を次世代に継承していくためには、森林からの恩恵を受けている県民が、森林を守り育て活かす取組み（県民参加の森づくり）に主体的に参加する機運醸成と参加の場の提供が重要です。

県民の森づくり活動への更なる参加促進を図るため、「県民参加の森づくり」の取組の主体となっている団体が森林整備や森林環境教育などの活動を行う場合、その活動を支援します。

2 助成の対象となる活動の内容

県民が主体的に参加して行う下記の1) 及び2) の活動とする。

なお、年間の活動数については、次を必須とする。

- ① マスター・アドバンスは10回以上、エンジョイは5回以上
- ② 「森づくり県民大作戦」に参加を申し出、3回以上活動を行う
 - ・ 内、1回以上、公募により活動
 - ・ 内、1回以上、秋の重点期間（9月15日から12月15日）に活動

1) 森林整備作業

植栽、下刈り、除伐・間伐、枝落し作業、歩道整備等

2) 森林環境教育

3 助成対象団体

助成の対象となる団体は次の全ての条件を満たす団体とする。

- 1) 森づくり活動に取り組む非営利の法人及び任意団体
- 2) 構成員が5人以上の団体
- 3) 年間の森づくり活動の実績が平均5回以上の団体
- 4) 県から「静岡森づくり貢献認定証」の交付を受けている団体

4 助成対象経費及び助成額

助成対象経費及び助成額（限度額）は「別表」のとおりとする。

なお、この事業による助成を受ける団体は、同一年度に「海岸林保護団体活動支援事業」の助成を受けることはできない。

5 助成金の交付の申請

この事業による助成を希望する団体は、次の書類を公益財団法人静岡県グリーンバンク（以下「グリーンバンク」という）に提出するものとする。

1) 提出書類 各一部

- ① 森づくりグループ活動支援推進事業助成金交付申請書（様式1）
- ② 申請する団体の概要（様式1の附）
- ③ 活動の計画表（様式2）
- ④ 収支の計画表（様式3）
- ⑤ 「静岡森づくり貢献認定証」の写し
- ⑥ 「森づくり県民大作戦」参加申出書（県の受付印あり）の写し

2) 提出期限：別に定める日まで

6 交付の決定及び通知

グリーンバンクは、5により提出された助成申請書等の内容を審査し、適正と認められる場合は、予算の範囲内で助成額を決定し、申請団体に通知する。

なお、助成金の申請総額が予算額を超える場合は、申請額から減額して助成額を交付決定する場合がある。

7 助成金交付の条件

グリーンバンク理事長は、交付の決定において、助成金の交付に関する条件を付することができる。

助成金交付の決定を受けた団体の代表者は、助成対象となる活動を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめグリーンバンク理事長の承認を受けるものとする。

8 実績の報告

申請団体は、助成対象の活動完了後、次の書類等をグリーンバンクに提出するものとする。

1) 提出書類 各1部

- ① 森づくりグループ活動支援推進事業実績報告書（様式4）
- ② 活動の実績表（様式5）
- ③ 収支の実績表（様式6）
- ④ 支出に関する領収書等の写し
- ⑤ 活動成果の整理表（様式7）
- ⑥ 活動の状況写真
- ⑦ その他、参加者募集チラシ、新聞記事等

2) 提出期限

活動完了の日から 15 日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日まで

なお、止むを得ず3月15日以降にも活動を行う場合は、「活動の実績表」にはその活動計画を記載するものとする。

但し、助成金にかかる購入等は3月15日までに完了させるものとする。

9 交付金の確定

グリーンバンクは、8により提出された実績報告書等の内容を確認し、本要領等において助成対象として認められる経費について助成金額を確定し、申請団体に通知する。

なお、実績報告において、助成対象と認められない経費がある場合は、助成額を減額して交付金を確定する場合がある。

10 助成金の交付

助成金の交付は次によるものとする。

- 1) 助成金の対象となる活動が終了する前に、助成金の一部又は全額の交付を受けようとする場合
 - ・申請団体は、6に規定する助成金額の決定の通知を受領後、随時、請求書（概算払請求書）を提出する。（様式8）
- 2) 助成金の対象となる活動の完了後に、助成金の交付を受けようとする場合
 - ・申請団体は、9の規定による助成金額の確定の通知を受領後速やかに、請求書（概算払請求書）を提出する。（様式8）

附 則

- この要綱は、平成24年度の事業から適用する。
- この改正は、平成27年度の事業から適用する。
- この改正は、平成28年度の事業から適用する。
- この要領は、平成29年度の事業から適用する。
- この要領は、平成30年度の事業から適用する。
- この要領は、平成31年度の事業から適用する。
- この要領は、令和2年度の事業から適用する。

「別表」 【森づくりグループ活動支援推進事業】

1 助成の対象となる経費

科 目	区 分	摘 要
森林整備活動費	苗木代 借上げ料 保険料 通信費 消耗品費	資機材運搬車両等 傷害保険、ボランティア保険等 切手、振込料 救急薬品等
森林環境教育費	指導者謝金 借上げ料 学習教材費 保険料 通信費 消耗品費	外部の講師・指導者 施設使用料 教材、材料費等 傷害保険、ボランティア保険等 切手、振込料 救急薬品等
資機材費	器具・資材購入費	チェーンソー、草刈り機 鎌、鉋、のこぎり、くわ、ヘルメット、 苗木の支柱等

※ 助成金の対象となる摘要等の考え方については「緑の募金による助成金交付事業の細部取扱い」を参照のこと

※ チェンソー等を購入する場合の助成の上限額は次のとおり

- a チェンソー ： 30千円／台（差額は活動団体負担）
- b 刈り払い機 ： 30千円／台（差額は活動団体負担）
- c その他の機械： 30千円／台（差額は活動団体負担）

※ 会員等が所有する機械等の借上げ料（1日）の目安は次のとおりとする。

機械等	チェーンソー	刈払い機	車両 （軽トラ）	車両 （2T以上）	その他の機械
目安額	500円	500円	500円	800円	500～800円

2 助成の限度額

1) 一団体当たり助成額は、次のとおりとする。

静岡森づくり貢献制度 認定のタイプ	年間の活動回数の条件 （内、「森づくり県民大作戦」参加回数）	助成限度額
エンジョイタイプ	5回以上（3回以上）	15万円
アドバンスタイプ	10回以上（3回以上、1回は公募）	20万円
マスタータイプ	10回以上（3回以上、1回は公募）	25万円

2) 助成限度額にかかる調整

同年度に、「県民参加の森づくり推進事業」にも助成申請する場合は、次のとおり助成限度額を調整する。

【調整】2つの事業の助成申請額の合計は、それぞれの事業の助成限度額のいずれか大きな方の額を上限とする。

